

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（平成31年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	平成31年度湊町駅前東西 線地下歩行者道昇降機設備 保守点検業務委託	建物等各種施設管理	フジテック（株）	¥4,352,400	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
2	平成31年度安治川河底隧 道エレベータ保守点検業務 委託	建物等各種施設管理	日本オーチス・エレベータ(株)	¥3,369,600	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
3	平成31年度 道路台帳シ ステム保守業務委託	情報処理	（株）かんこう	¥2,140,560	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
4	平成31年度 四ツ橋地下 連絡通路監視業務委託	機械等施設点検・運転操作	グローブシップ（株）	¥1,728,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G28	-
5	平成31年度 湊町駅前東 西線（東側）地下通路監視 業務委託	機械等施設点検・運転操作	鹿島建物総合管理（株）	¥2,324,160	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G28	-
6	平成31年度 建設局・港 湾局ATC庁舎通信設備保守 点検業務委託	建物等各種施設管理	OKIクロステック（株）	¥1,849,651	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
7	平成31年度道路橋梁総合 管理システム保守業務委託	情報処理	三菱電機(株)	¥62,316,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
8	平成31年度 下水道科学 館昇降機点検保守業務委託	機械等施設点検・運転操作	日本エレベーター製造（株）	¥1,632,960	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
9	平成31年度工事積算シス テム保守業務委託	情報処理	富士通（株）関西支社	¥52,596,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（平成31年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
10	平成31年度 舞洲スラッ ジセンター汚泥脱水及び分 離液処理施設運転管理業務 委託	機械等施設点検・運転操作	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	¥345,276,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	W2	-
11	平成31年度 舞洲スラッ ジセンター汚泥溶融炉施設 運転管理業務委託	機械等施設点検・運転操作	月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体	¥483,840,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	W2	-
12	平成31年度 平野下水処 理場汚泥溶融炉電気設備点 検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)明電エンジニアリング	¥4,752,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
13	平成31年度 平野下水処 理場汚泥溶融炉計装設備点 検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)日立産機テクノサービス	¥14,580,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
14	大阪市準公営企業財務会計 システム保守業務委託	情報処理	(株) エヌ・ティ・ティ・データ関西	¥3,454,812	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
15	平成31年度 舞洲スラッ ジセンター脱水系電気設備 点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株) 日立産機テクノサービス	¥13,770,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
16	平成31年度 舞洲スラッ ジセンター溶融炉系電気設 備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	東芝インフラシステムズ(株)	¥7,441,200	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
17	平成31年度 舞洲スラッ ジセンター 自家発電設備 外電気設備点検保守業務委 託	建物等各種施設管理	(株) 明電エンジニアリング	¥1,965,600	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	W2	-

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（平成31年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 （随意契約理由番号）</u>	W T O
18	平成31年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託	機械等施設点検・運転操作	日揮(株)	¥226,789,200	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
19	平成31年度下水道総合情報システム保守業務委託	情報処理	三菱電機(株)	¥60,264,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
20	ユーカリ栽培管理及び供給業務委託（その1）	建物等各種施設管理	泉美興業(株)	¥7,776,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
21	ユーカリ栽培管理及び供給業務委託（その2）	建物等各種施設管理	古川庭樹園 古川良造	¥4,536,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
22	ユーカリ栽培管理及び供給業務委託（その3）	建物等各種施設管理	紀中森林組合	¥6,879,600	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
23	ユーカリ栽培管理及び供給業務委託（その4）	建物等各種施設管理	(株)コアラ・ユーカリ園	¥9,072,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
24	平成31年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託	建物等各種施設管理	三菱電機ビルテクノサービス(株)	¥2,774,520	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
25	天王寺動物園経営形態移行検討業務委託	その他代行	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	¥14,968,800	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

1

随意契約理由書

1 委託名称

平成31年度湊町駅前東西線地下歩行者道昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、昇降機設備の利用者の安全確保及び機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、フジテック株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該昇降機設備の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者はフジテック株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（TEL 06-6615-7414）

2

随意契約理由書

1 委託名称

平成31年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社し
かできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した
保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧
するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければ
ならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみ
である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（TEL 06-6615-7414）

3

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 道路台帳システム保守業務委託

2 契約相手方

株式会社かんこう

3 随意契約理由

本業務は、道路台帳調書データ及び道路台帳図データをシステム内で一元的に管理し、道路台帳管理に係る業務の正確かつ効率的な遂行の支援を行うことを目的に構築した、道路台帳システムの安定的な運用およびシステムを利用した道路台帳管理業務を円滑に遂行するため、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

上記業者は、本システムの開発業者であり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話：6615-6483）

4

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託

2 契約相手方

グローブシップ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する四ツ橋地下連絡通路における安全・安心な歩行空間確保のため、エレベーターや監視カメラなどの電気設備の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、クリスタ長堀地下街の地下通路等と地下で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、クリスタ長堀が施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図られることから、現在、クリスタ長堀地下街の総合管理業務を受注しているグローブシップ株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

建設局道路部道路課（道路維持担当）

5

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、エレベーターや監視カメラなどの電気設備の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図れることから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

建設局道路部道路課（道路維持担当）

6

随意契約理由書

1 委託名称

建設局・港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

OKIクロステック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、ATC庁舎事務室内に配備する電話交換機などの通信設備の保守点検業務である。

当該設備により、市民対応や関係機関との連絡調整をはじめとする日常業務を行っており、電話交換機に不具合が発生し不通となった場合、あらゆる行政サービスが実施できないことから恒常的に通信環境を維持する必要がある。

なお、上記業者は、当該通信設備のシステム構築者であり、回線を利用した24時間監視装置による緊急対応やシステム改修等を行うことのできる唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課

随 意 契 約 理 由 書

1. 委託名称

平成 31 年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託

2. 契約の相手方

三菱電機(株) 関西支社

3. 随意契約理由及び根拠法令

本業務は、建設局における道路事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、道路橋梁総合管理システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の実操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)の規定および地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4. 担当部署

建設局企画部工務課（電話番号：06-6615-6421）

8

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 下水道科学館昇降機点検保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

下水道科学館は、下水道の役割の普及・啓発を目的として平成 7 年に開館した体験型学習施設で、来館者の館内移動の利便性向上のため、昇降機 2 基を設置している。

本業務は、昇降機の安全稼働に必要な定期点検と不具合発生時における緊急対応を委託するものである。

本設備は、日本エレベーター製造株式会社が設計・製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウと点検後の一貫した責任と性能についての保証の観点、また、事故発生時における緊急対応には、当該昇降機の構造を熟知している技術者の確保が不可欠であるため、当該昇降機の製作会社である上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部調整課（電話番号 06-6615-7588）

9

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度工事積算システム保守業務委託

2 契約相手方

富士通㈱関西支社

3 随意契約理由

本業務は、工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に作業することを目的に構築した、工事積算システムの安定的な運用およびシステムを利用した積算業務を円滑に遂行するため、システム障害対応処理、ソフトウェア管理、基準データの管理保全等を行い、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

本システムは、富士通㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報処理システムである。

そのため、本業務の履行にあたり、同社の保有する技術でなければ、本システムの性能の維持継続が不可能であり、他業者では実施することができないため、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課（担当：Tel 06-6615-6476）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 31 年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託

2 契約の相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥脱水及び脱水分離液処理を行う施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものである。

委託対象となる施設は、市内 7 ヶ所の下水処理場で発生した消化汚泥を脱水するとともに、これによって生じる脱水分離液を、その送水先である此花下水処理場での放流水質を遵守するため、包含するアンモニアを送水前に低減処理するものである。施設は汚泥供給、脱水用薬品供給、汚泥脱水、脱水分離液放散塔、酸化反応器、脱硝反応器等の機器から構成され、汚泥脱水と分離液処理は一連のフローに従って行われる。またこれらの機器の監視制御設備は一体の完結したシステムとして構築されており、構成機器全てが有機的に連携して施設全体としての機能を発揮するように設計されている。

さらにスラッジセンターが受入れる消化汚泥は、その量や質が時間単位で変動するため、脱水設備の処理量もそれに応じて随時操作する必要がある。後段の脱水分離液処理設備も、脱水設備の運転変更に追従して、迅速かつ的確に運転調整を行うことで施設全体として一体管理しなければ、此花下水処理場への返流水質を適切に維持することができない。

そのためには、一連の構成機器の機能と操作因子、およびそれが施設全体の機能に与える影響、各構成機器のトラブル発生時における設備機能の保全手法など、本施設の内容を熟知し、安定運転を確保する上での十分な技術、知見を有している必要がある。

しかし本施設のうちでも重要な位置を占める脱水分離液処理設備は下水道界初の設備であり、設備運転に対するノウハウ、既往の知見もなく、故障その他のトラブル発生時には設計上の思想にまで立ち戻り対策を講じている。またその根幹技術は建設工事の請負者である三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体の両業者と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、三者が共同で特許出願し、共同特許権を取得した特殊な設備である。したがって、その設計理念の詳細は当該共同企業体以外の業者では、理解することが困難である。また、共同企業体として運転の責任と性能についての保証を持たせる必要がある、

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみであるため上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 根拠法令 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称：平成 31 年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託

2 契約相手方：月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体

3 随意契約理由書

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。

本施設は市内の各下水処理場で発生する汚泥を溶融処理し、本市汚泥集中処理システムの中核を成すものである。汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、立型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給等の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されている。

本汚泥溶融炉施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理対象の汚泥性状や負荷は常に変動する。このため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の一連の工程からなる複雑なシステムの個々の工程については元より、システム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の重大焼損事故に発展する可能性があり、燃焼異常等により排ガス処理に影響を及ぼした場合は排出されるガスが規制値を超過するなど、異常の発生が直ちに市民生活に多大な影響を及ぼす。したがって異常時には迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

また運転管理業務に並行して行う保守点検業務は、安定した施設の運転を確保するため、各設備の日常点検・定期保全点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行うものである。各設備の電気及び機械設備の腐食・磨耗・異常を確認し、機器の測定・調整・分解清掃等を行なうことにより故障及び事故を未然に防止し、また点検結果を基に設計条件に適合した各機器の設定・調整を行い、さらに万一の場合は緊急処置対応を行うものであるが、これらは運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。

あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融炉施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を維持する必要がある。

本施設は、機械・電気設備一体の技術をもって月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体（「月島テクノ(月島テクノメンテナンス(株))」は月島機械、「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝」は東芝インフラシステムズ(株)の事業継承会社）が設計製作及び施工したもので、互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が特に必要となる。したがって本業務委託を安全かつ効率的に遂行するためには、共同企業体を構成することによって発揮される設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また共同企業体として業務における責任の一貫性を確保させ、性能の保証も担保する必要がある。

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体のみであるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令：「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署：建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ受変電設備であるが、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社明電舎が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検保守はできない。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）